

○ 予算の要領の公表 【告示】		目次	岡山県公報	
			発行 岡山県	
				
財政課		担当課（室）		
			目次	
			担当課（室）	

令和元年 10月3日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百四十二号

令和元年十月三日に岡山県議会定例会で議決を経た予算の要領は、次のとおりである。
令和元年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和元年 10月3日 岡山県公報 号外

令和元年度岡山県一般会計補正予算（第2号）

令和元年度岡山県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額 734,859,729 千円に歳入歳出それぞれ 2,018,889 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ736,878,618千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年 10月3日 岡山県公報 号外

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 84,724,622	千円 1,445,649	千円 86,170,271
	2 国庫補助金	41,516,372	1,445,649	42,962,021
12 繰入金		29,100,315	10,840	29,111,155
	2 基金繰入金	27,718,909	10,840	27,729,749
14 県債		89,696,300	562,400	90,258,700
	1 県債	89,696,300	562,400	90,258,700
歳入合計		734,859,729	2,018,889	736,878,618

令和元年 10月3日 岡山県公報 号外

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 44,446,195	千円 6,702	千円 44,452,897
	10 環境費	6,783,595	6,702	6,790,297
3 民生費		115,536,446	136,166	115,672,612
	1 社会福祉費	89,016,765	136,166	89,152,931
4 衛生費		16,177,056	18,545	16,195,601
	4 医薬費	6,491,664	18,545	6,510,209
11 災害復旧費		17,187,839	1,857,476	19,045,315
	3 一般施設災害復旧費	1,376,994	1,857,476	3,234,470
歳出合計		734,859,729	2,018,889	736,878,618

令和元年 10月3日 岡山県公報 号外

第2表 繰越明許費補正
追加

款	項	事業名	金額
2 総務費			千円
	1 総務管理費	公共施設老朽化対策等事業	220,140
6 農林水産業費			
	3 農地費	農道整備事業	150,001
8 土木費			
	2 道路橋りょう費	地方道路整備事業	751,952
		地方特定道路整備事業	670,000
	3 河川海岸費	河川改修事業	375,000
		河川等災害関連事業	148,000
		単県河川改修事業	190,000
		砂防関係事業	135,000
		建設海岸保全事業	550,000
	4 港湾費	港湾改修事業	120,000
9 警察費			
	1 警察管理費	警察施設事業	71,990
11 災害復旧費			
	2 土木施設災害復旧費	公共災害土木復旧事業	260,859
	3 一般施設災害復旧費	保健福祉関係施設等災害復旧事業	1,542,168

令和元年 10月3日 岡山県公報 号外

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧債 保健福祉関係施設等災害復旧費	千円 534,200	債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は普通貸借の方法により、財務省その他から借り入れるものとする。 ただし、債券発行の種類、様式及び償還に関する細目その他一切の事項は、知事の定めるところによる。 工事又は財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。	年5.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含み30年以内に償還するものとする。（償還の時期及び償還金は、借入先の融通条件に従うものとする。） ただし、県財政の都合により、据置又は償還期間中といえども、償還年限を短縮し、又は繰上償還を行い、若しくは借換を行うことができる。

令和元年 10月3日 岡山県公報 号外

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
民 生 債 社会福祉施設整備 事業費	千円 192,700	債券発行（他の公共団体との共同発行を含む。）又は普通貸借の方法により、財務省その他の借入れとする。ただし、債券発行の種類、様式及び償還に関する細目その他事項は、知事の定めるところによる。工事又は財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り越して償還することができる。	年5.5%以内（ただし、見直し方式で借り入れるものについては、利率の見直しを行う場合、当該見直しの利率）	据置期間を含み30年以内償還とするものとする。（償還の時期及び償還金は、借入先の特約に従うものとする。）ただし、県財政の都合により、据置期間中とも、償還年限を短縮し、又は繰上り償還を行うことができる。	千円 220,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ